

令和4年 [] 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ネ)第 [] 号 違約金支払請求控訴事件

令和4年(ネ)第 [] 号 同附帯控訴事件

(原審・東京地方裁判所令和2年(ワ)第 [] 号)

口頭弁論終結の日 令和4年 [] 日

判 決

[]
控訴人兼附帯被控訴人

[]
(以下「控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士

徳 本 俊 二

[]
被控訴人兼附帯控訴人

[]
(以下「被控訴人」という。)

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 控訴人の本件控訴に基づき、原判決主文1項及び2項を次のとおり変更する。
 - (1) 控訴人は、被控訴人に対し、5万円を支払え。
 - (2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 2 被控訴人の附帯控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを100分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

(前注) 略称は、原判決の例による。

第1 控訴及び附帯控訴の趣旨

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。

2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中被控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、400万円を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、本件予備校を運営する被控訴人が、受講生であった控訴人に対し、教材を第三者に譲渡した行為は本件規約に反していると主張して、同規約に定められた違約金500万円及びこれに対する令和2年11月6日(訴状送達の日)の翌日から支払済みまで平成29年法律第45号による改正前の商法の定める商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 原審は、被控訴人の請求を100万円及びこれに対する令和2年11月6日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却した。これに対し、控訴人が控訴し、被控訴人が附帯控訴した。

なお、被控訴人は、当審において、遅延損害金の支払を求めず、500万円を請求する限りで不服申立てをしている(上記第1の2(1)(2))。

3 前提となる事実は、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁12行目の「定めている」の次に「(平成24年5月1日施行)」を加える。

(2) 原判決3頁23行目の「原告」を「被控訴人代表者[REDACTED]という。)」に改める。

(3) 原判決3頁25行目の「令和2年5月22日」を削る。

4 争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決

の事実及び理由の第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁13行目の「適法に」の次に「所有権を」を加える。

(2) 原判決4頁21行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「被控訴人は、受講生に周知されていない本件規約を口実として、受講生に対し、不意打ち的に違約金名目で不当に多額の金員を請求しようとするもので、500万円の違約金を請求すると同時に80万円の和解金を提示し、受講生を泣き寝入りさせようとする悪質商法である。」

(3) 原判決9頁25行目の「高く、」の次に「潜在的受講生が減少すること、売買サイトを監視することなどによって」を加える。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、被控訴人の請求は、5万円の支払を求める限度で理由があり、その余の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 認定事実

上記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被控訴人は、[]に設立された株式会社であり、[]受験のための本件予備校を運営している(乙6)。

(2) 控訴人(平成[]日生)は、平成27年10月27日、本件予備校の無料相談会に行き、同月31日、本件講座の受講を申し込み、被控訴人との間で本件受講契約を締結した(甲23)。本件予備校について紹介したパンフレットには本件規約が記載されており、控訴人が上記申込みにおいて用いたウェブの入力フォーム中には本件規約への同意を確認するためのチェックボックスが設けられていた(甲3、22、24の2)。本件講座の受講期間は、教材の発送日(同年11月9日)から[]1次試験(平成28年[]月)前日までであった。1次試験の出題分野は、[]等であり、本件講座の主な内容は、本件予備校教材に基づき講師が行う講義の配信であった。(甲2、3、22)

(3) 控訴人は、本件予備校におけるセミナーを受講した平成28年3月12日及び同年8月の2回にわたり、セミナーの内容について他者に公開、漏洩等をしないことを約する誓約書に署名し、被控訴人に提出した。この誓約書には、第三者がセミナーの内容を使用した場合は、「法的手段により、内容を使用した会社または個人に対し、五百萬円の請求措置が取られますことを了承致します。」という記載があった。(甲33、34)

(4) []の受験資格は受験年度時[]歳であるため、控訴人は、平成30年で受験資格を失い、本件教材は不要となった(甲22)。控訴人は、被控訴人から、本件教材の返還を求められなかった(弁論の全趣旨)。

(5) 被控訴人は、令和元年12月1日、本件規約を改訂し、「当社は、受講者に対して、シリアル番号で受講者毎に個別に管理された教材を貸与します。教材の所有権は当社にあり、受講者は、善良なる管理者の注意をもって使用しなければなりません。」という条項を追加した(乙1)。被控訴人は、受講者全員から教材の返還を受けているわけではない(弁論の全趣旨)。

(6) 控訴人は、令和2年5月1日、「[]」という出品者名でメルカリに、⑦ []の過去問の解答解説教材11冊をセットとして4万1800円で、⑧ []の解説付き受験対策教材3冊をセットとして9000円で、⑨ []の解説付き受験対策教材5冊をセットとして1万5000円で、⑩ 「[] 過去問 []」と題する過去問の解答解説教材を4万1800円で、⑪ 「[] []」と題する問題集を3万円で購入した(甲4ないし8)。控訴人は、非売品のため値下げできないとコメントしていた(甲5)。

控訴人は、メルカリのコメント欄に、本件規約に違反している旨のコメントがされたため、出品を取り消した(弁論の全趣旨)。

(7) 控訴人は、令和2年5月1日、被控訴人に対し、出品は既に停止したこと、規約の確認不足とのことだが、他にも複数名が出品しているために問題ないと認識

していたこと、出品停止以外に対応事項等があれば知らせてほしいことなどを記したメールを送信した（甲25）。

(8) 控訴人は、令和2年5月6日、本件規約に違反している旨のコメントを削除して、「 」という出品者名でメルカりに、上記(6)㉗を3万9800円で、㉘を9000円で、㉙を1万5000円で、㉚を3万9800円で、㉛を3万円で再度出品した（甲9ないし13）。

このうち、上記㉗が1万5000円で、㉚が3万9800円で、本件譲渡が成立した（甲14、15）。

(9) 控訴人は、令和2年5月頃、「 」という出品者名でメルカりに、上記(6)㉗を3万9800円で、㉘を9000円で、㉛を3万円で3度目の出品をした（甲16ないし18）。

(10) 被控訴人の当時の代表取締役 は、令和2年5月21日、控訴人に電話をかけ、控訴人が「 」の名でメルカりに本件教材を出品していることを確認したところ、控訴人は、出品を否定した（甲27）。

(11) 本件教材にもID番号が記載されていたが、控訴人は、本件教材をメルカりに出品する際、本件教材に記載されたID番号部分に付箋を貼って、ID番号が見えないように撮影した写真を出品サイトに掲載しており、「表紙の個人番号があるので、隠しております」としていた（甲4ないし18）。

(12) 試験では、問題用紙を持ち帰らせているが、問題文は掲載されていない（乙2）。本件予備校の教材には、問題文も掲載されている（乙4）。

 は、「 問題集」を3080円（税込み）で出版しており、 試験の問題文も掲載されている（乙3、5）。

3 争点に対する判断は、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3の2、3及び4(1)(2)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決12頁18行目の「(8)」を「(11)」に、23行目の「(9)」を「(5)」にそれぞれ改める。

(2) 原判決13頁8行目の「すれば、」の次に「被控訴人が、」を加える。

(3) 原判決13頁21行目の「これに対し、」の次に「本件教材が第三者に対して譲渡されれば、」を加え、22行目から23行目にかけての「本件教材が第三者に対して譲渡されれば、」を削る。

(4) 原判決15頁26行目から16頁22行目までを次のとおり改める。

「ア 前記「前提となる事実」(3)イのとおり、本件違約金条項は、「禁止事項及び罰則について」という見出しがつけられた本件規約第8項に定められている上に、本件譲渡禁止条項に違反した場合には、「当該コース正規受講料の10倍の料金又は500万円のより高額な方を違約金として申し受けます。加えて、民事上の措置（損害賠償等）・刑事上の措置（著作権）をとらせていただきます。」と定めしており、「違約金」に加えて損害賠償請求を別途行うとしていることからすれば、本件違約金条項は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、違約罰を定めたものと解するのが相当である（なお、控訴人は本件違約金条項が損害賠償額の予定を定めたものであることについては当事者間に争いがないと主張するが、上記の定めや双方の主張内容に照らしてそのように解することはできない。）。

ところで、消費者契約法9条は消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定等について規律するものであるところ、本件違約金条項は、本件受講契約の解除を前提とするものではないことからすると、本件においては本件違約金条項が消費者契約法10条により無効とされるか否かが問題となると解される。そこで、以下この点につき検討する。

イ 本件受講契約は、 受験のための講義や教材等を被控訴人が提供する一方で控訴人がその対価として26万8030円の受講料を支払うという双務契約であって、この契約における控訴人の基本的義務は受講料の支払義務であり、本件譲渡禁止条項に基づく義務は控訴人の負う付随的義務ということが出来る。このような義務に違反した場合において受講生は損害賠償義務を負担し得るところ、本件違約金条項は、これに加えて違約罰を課するものであるから、任意規定の適用に

よる場合に比し、消費者である受講生の義務を加重するものというべきである。

そこで、本件違約金条項が民法1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるかどうかについて検討すると、同条項は被控訴人が提供する講義や教材等の内容が本件規約の定める禁止事項に違反して外部に漏出等することにより生じる著作権侵害や本件予備校の経営に与える悪影響を防止する目的で設けられたものと解されるどころであり、漏出等が生じた場合にはその態様によって損害の規模も様々である一方で被控訴人がこれを具体的に立証して賠償を求めるには相応の負担や困難も伴う面があることから、違約罰という制裁を予め定めておくことにより、漏出等の事態が生じるのを未然に防止する趣旨に出たものと解される。本件規約に定められた付随的義務を守ることは受講生に特段大きな負担をかけるものとはいえないことにも照らすと、上記のような趣旨目的から違約罰を定めることそれ自体が直ちに消費者である受講生の利益を一方的に害するとまではいい難い。

しかしながら、違約金が現実に課される段になれば受講生の受ける負担は現実的なものとなるから、その額が禁止事項違反により生じ得る損害の額に比して高額に過ぎると評価すべき場合には、信義則に反して消費者である受講生の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となり得ると解するのが相当である（最高裁平成21年（受）第1679号同23年3月24日第一小法廷判決・民集65巻2号903頁参照）。

ウ これを本件についてみると、本件違約金条項の下においては、受講生が上記付随的義務に違反した場合、損害賠償義務を負うのに加えて500万円又はそれ以上の違約罰を課されることになるわけであるが、これは受講生が基本的義務として負う受講料額を超える負担を付随的義務違反に対する制裁として課するというものであって、契約当事者間の公平の観点から看過できない負担を受講生に負わせるものである（違約罰の例として挙げられる違約手付も通常は売買代金額の範囲内の額が定められることが想起される。）。しかも、本件違約金条項で定められた違約金額

は受講生が支払う受講料の額をはるかに超えた多額に及ぶものであり、受講生にとって過酷な結果を招くものといわざるを得ない。

もつとも、本件違約金条項の対象となっている禁止事項には様々なものが含まれており、被控訴人による配信授業やセミナー等を密かに収録してインターネット上で公開したり、本件教材を複製して多数の者に頒布したりするなどの行為も含まれ得る一方で、本件違約金条項について十分な認識を欠く受講生が本件予備校教材を知人に譲渡してしまったために違約金を請求されるといった場合も含まれ得る。それらの個別事情によって、受講生側の義務違反の程度は大きく異なるし、被控訴人に生じる損害もまた大きく異なり得るところであるから、本件違約金条項の適用が受講生の利益を一方的に害するか否かを一律に判断することは困難といわざるを得ない。

このような事情に加えて、消費者契約法10条が民法1条2項の基本原則を踏まえたものであることを考慮すると、本件の個別事情を踏まえつつ、本件に適用する限りにおいて、本件違約金条項を全部又は一部無効とすべきであるか、一部無効とする場合にはどの範囲で無効とすべきであるかを検討するのが相当である。

エ そこで検討すると、本件において本件違約金条項の対象とされるのは、控訴人が本件教材をメルカリで他の特定人に譲渡したことであり、これが本件規約で禁止事項とされる本件予備校教材の「譲渡」に当たるというのである。しかしながら、本件教材の内容は、XXXXXXXXXX等の問題とその解説であり、その内容それ自体がこれらの科目の一般的知識を有しているだけでは理解や回答ができないような特殊なものであると認めるだけの証拠はないし、類似の問題集が市販されているから本件教材に記載されているものと同種の内容を不特定多数の者が入手可能な状況にあるともいえる。そうすると、かかる事情の下で控訴人が本件教材を他の特定人に譲渡したからといって、それにより被控訴人の経営にとって望ましいものでないというレベルを超えた多額の損害まで発生するものとは考えられない（少なくともそのような損害が生じ得ると認めるだけの立証はされていない。）。

他方、控訴人の譲渡行為は他の禁止事項に違反した場合に比べて義務違反の程度は典型的に低いといえるものの、控訴人は被控訴人から譲渡を制止されながら譲渡に及んだ（認定事実(7)(8)）ものであり、かかる場合に違約金が何ら課されないとなると、本件規約の実効性を一部失わせるものになり得ることも否定できない。

以上検討してきたところを総合考慮すると、本件違約金条項については消費者の利益を一方的に害する条項を無効とする消費者契約法10条によりその定める違約金の額を合理的な範囲に制限すべきであり、本件における事実関係の下では5万円を超える部分は無効と解するのが相当である。」

第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は、5万円の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却すべきところ、これと異なる原判決は失当であって、本件控訴の一部は理由があるから、原判決を上記のとおり変更し、附帯控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第[]民事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

これは正本である。

令和4年 [REDACTED] 日

東京高等裁判所第 [REDACTED] 民事部

裁判所書記官 [REDACTED]